

【平成30年度～令和2年度 小鹿野町自己評価シート】

第7期小鹿野町総合保健福祉計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価結果報告

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績) 小鹿野町福祉課(令和元年10月)			令和元年度(年度末実績) 小鹿野町福祉課(令和2年10月)			令和2年度(年度末実績) 小鹿野町福祉課(令和3年10月)		
タイトル	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	実施内容	自己評価	課題と対応策	実施内容	自己評価	課題と対応策
一般高齢者の予防の取組み	一般高齢者が、地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを有して日常生活を過ごすことが重要である。「健康講演会の開催」の積極的な実施や「こじか筋力体操」等の住民主体の適いの場を支援し、地域介護予防活動の場を拡大・充実を支援します。	①健康講演会の開催 ②こじか筋力体操の推進	(H30) (R1) (R2) ①開催数 5回 5回 5回 ②か所数 15か所 17か所 18か所 ③参加人数 330人 370人 400人	①健康講演会開催数 5回 ②こじか筋力体操の推進 13か所 参加人数 359人	○ 生涯、自立して生活するために大切なことと題した講演会と、活動団体の発表を「生きがい自慢大会」として開催し好評だった。養成講座に11名が受講され、ボランティア組織こじかクラブに加入し活動している。活動の場は13か所で増やせなかったが、参加者は増加し参加者の体力測定結果も維持できている。	今後も発表の場や交流の機会を計画し、一般高齢者に自立支援の考え方を周知、実践を働きかける。こじか筋力体操の活動の場のか所数は、H29年度と同様であったが、デイサービスへの慰問を持ってもらうなど、説明等には力を入れた。R元年度は2ヶ所実施予定があり、区長会議で説明するなど予定している。	①健康講演会開催数 5回 ②こじか筋力体操の推進 16か所 参加人数 445人	○ 「生きがい自慢大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。養成講座に16名が受講され、ボランティア組織こじかクラブに加入し活動している。活動の場は16か所となり、参加者は増加し参加者の体力測定結果も維持できている。	新たな生活様式の中で、一般高齢者に自立支援の考え方を周知、実践を働きかけられるよう計画する。こじか筋力体操の活動の場のか所数は、徐々にではあるが増えている。今後の立ち上げについては、町の支援も検討しながら地域にあった方法を進めて行く。	①健康講演会開催数 3回 ②こじか筋力体操の推進 18か所 参加人数 230人	○ コロナ感染対策の観点から、自主的に活動を制限する地区があり参加人数が減少した。社会情勢上やむを得ない部分があるので○とした。	コロナ禍であること、そのほかの理由から利用者のモチベーション低下が懸念されている。特に筋力体操は個々のADL低下を抑制するものとして効果が期待されるので、感染予防を徹底しながら工夫して出来るようにする。モチベーション低下への対応策として、健康講演会も含めて筋力体操がどの程度介護給付費の抑制につながっているか、参加者に対してわかりやすい形で周知する。具体的にはプレゼンテーション形式が望ましい。
要介護者の自立支援	介護予防での成果を踏まえ、介護予防・自立支援の取組みを要介護認定者にも広げていくことで、要介護1、2の方には重度化防止を、要介護3以上の方には、施設入所せず在宅で生活できる支援を充実させていく必要がある。高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを有して日常生活を過ごすことが必要である。要介護認定者で在宅サービスを利用していない方に、適切なサービスを利用してもらい、いつまでも在宅で生活してもらえよう。要介護認定者の介護保険サービス未利用率の減少を目指す。	①自立支援型地域ケア会議での検討件数 ②介護支援専門員研修会 ③ケアプランに対する相談	(H30) (R1) (R2) ①検討件数 2件 5件 10件 ②開催数 1回 1回 1回 ③相談件数 12件 20件 24件	①自立支援型地域ケア会議での検討件数 6件 ②介護支援専門員研修会 7回 ③ケアプランに対する相談 15件	○ 自立支援型地域ケア会議は、計画どおり6回実施できた。助言者を講師とし、自立支援の視点での注意点をアドバイスいただいた。	自立支援型地域ケア会議は、包括職員だけでなく要介護認定者にも広げ、多くのケアマネや事業所に働きかけた。自立に向けた支援を目指し、マネジメント力を高め、多職種で協議する会議や研修を進めていく。	①自立支援型地域ケア会議での検討件数 11件 ②介護支援専門員研修会 10回 ③ケアプランに対する相談 19件	○ 自立支援型地域ケア会議は、計画どおり10回実施でき、件数も11件実施できた。事例検討の機会となった。	自立支援型地域ケア会議は、包括職員だけでなく要介護認定者にも広げ、多くのケアマネや事業所に働きかけた。また、民間にケース提供を依頼し、事例検討が実施できた。今後も自立に向けた支援を目指し、マネジメント力を高め、多職種で協議する会議や研修を進めていく。地域で生活していくうえで、重要な資源等をネットワーク会議等で検討していく。	①自立支援型地域ケア会議での検討件数 7件 ②介護支援専門員研修会 1回 ③ケアプランに対する相談 24件	○ 実際に会議での助言を参考に、ケアプランに反映、その後介護給付がいらなくなるまで改善したケースが1件あった。そのほかにも自立につながっていると認められる。	自立支援型地域ケア会議については、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、生活支援コーディネーターを助言者に迎え開催している。各会議1ケース、1時間と設定し、コンパウトで効率的になるよう心がけている。令和3年度以降はコロナ禍であっても継続した開催ができるようにZOOMなど活用したオンライン会議の整備を進めたい。
介護保険サービス未利用率の減少	高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを有して日常生活を過ごすことができるよう、在宅医療との連携を推進し、地域で生活する上での支援を行うことが必要である。要介護認定者で在宅サービスを利用していない方に、適切なサービスを利用してもらい、いつまでも在宅で生活してもらえよう。要介護認定者の介護保険サービス未利用率の減少を目指す。	①介護保険サービス未利用率の減少 ②認定調査時の状況把握と包括職員による個別相談	(H30) (R1) (R2) ①未利用率 18%以下 17%以下 16%以下 ※現状18.6%(平成29年7月報)	①介護保険サービス未利用率の減少 14.5%	○ 計画の目標値18%以下を大幅に上回った数値となった。	認定申請の前に簡略化したチェックシートを実施しており、どの程度支援が必要なのかを事前に知ることができ、認定申請を行うほどではない方に対しては介護予防事業等の案内をしている。また、更新申請の際にも、サービスを利用していない方へは、保健師が直接訪問して認定の更新申請が必要かどうか相談しながら、個々に適した支援へとつなげている。そうしたことからサービスを利用するために申請する人が大半を占めており、未利用率の減少となった。今後も継続してチェック等実施していきたい。	①介護保険サービス未利用率の減少 14.1%	○ 計画の目標値18%以下を大幅に減少した数値となった。	継続して認定申請前に簡略化したチェックシートを実施しており、どの程度支援が必要なのかを事前に知ることができ、認定申請を行うほどではない方に対しては介護予防事業等の案内をしている。また、更新申請の際にも、サービスを利用していない方へは、保健師が直接訪問して認定の更新申請が必要かどうか相談しながら、個々に適した支援へとつなげている。そうしたことからサービスを利用するために申請する人が大半を占めており、未利用率の減少となった。今後も継続してチェック等実施していきたい。	①介護保険サービス未利用率の減少 15.8%	○ 申請受付時の受付シートを利用したところ、およそ10人に1人が申請時に利用サービスの希望なく認定を受けようとした。丁寧に対応し、総合事業などへの案内ができたため。	目標は継続して達成できているので、引き続き申請時の受付シート(チェックリスト)や地域包括支援センター職員との連携を強化して認定業務にあたっていく。必要なサービスを必要ときに提供できるようにする。
介護給付の適正化事業の目標	介護保険事業の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定したうえで、利用者が真に必要なサービスを受け、介護サービス事業者がルールに従って、適切に提供することが重要である。そのため、保険者である町が積極的に取り組み、介護サービス事業者の適正な運営を促す。具体的には、県が策定した「埼玉県介護給付適正化計画」に基づき、5つの主要事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧)を中心とした取り組みを推進し、介護給付の適正化に努めます。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 ④医療情報との突合・縦覧 ⑤介護給付費通知 ⑥給付実績の活用	(H30) (R1) (R2) ①認定調査員研修の年1回実施 ②意見交換会の月1回実施 ③町内全ての居宅介護支援事業所に対し、順次点検を実施 ④引き続き住宅改修の全件の現地調査を実施 ⑤毎月実施 ⑥年2回(6ヶ月分/1回) ⑦毎月実施 ※毎年、同じ目標となっている。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 ⑥給付実績の活用	○ 認定調査員研修は年1回実施できた。意見交換会は月1回以上行っている。ケアプラン点検は、事業所から提供されたものについてすべて点検を実施。指摘事項もあり、適正化へつながっている。住宅改修の現地調査は全件実施できた。国保連合会のデータ提供により突合・縦覧点検を毎月実施した。介護給付費通知 年2回(9月、3月)実施できた。介護給付適正化システム提供の給付実績のチェックが毎月できている。	住宅改修は、当町は全件現地調査を実施しているが、立会者の連絡調整等が困難なケースがあった。そのため、確認に時間が掛かり、支給決定までの時間を要する。ケアマネ等との連絡調整により、訪問の機会を見つけて調査が実施できた。	①要介護認定の適正化 ・認定調査員と保険者との意見交換を随時実施。認定調査員研修は実施できなかった。 ②ケアプランの点検 ・町内全ての居宅介護支援事業所に対し、順次点検を実施 ③住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 ・住宅改修の全件の現地調査を実施できた。 ④医療情報との突合・縦覧点検 ・毎月実施 ⑤介護給付費通知 ・年2回(6ヶ月分/1回) ⑥給付実績の活用 ・毎月実施	○ 認定調査員研修は実施できなかったが、随時、意見交換会を行っている。ケアプラン点検は、事業所から提供されたものについてすべて点検を実施。指摘事項もあり、適正化へつながっている。住宅改修の現地調査は全件実施できた。国保連合会のデータ提供により突合・縦覧点検を毎月実施した。介護給付費通知 年2回(9月、3月)実施できた。介護給付適正化システム提供の給付実績のチェックが毎月できている。	認定調査員の研修については、町主体の実施は難しく、秩父圏や県での実施時期を捉えて研修参加を計画したい。	①要介護認定の適正化 ・認定調査員と保険者との意見交換を随時実施。認定調査員研修は実施できなかった。 ②ケアプランの点検 ・町内全ての居宅介護支援事業所に対し、順次点検を実施 ③住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 ・住宅改修の全件の現地調査を実施 ④医療情報との突合・縦覧点検 ・毎月実施 ⑤介護給付費通知 ・年2回(6ヶ月分/1回) ⑥給付実績の活用 ・毎月実施	○ おおむね目標どおりの成果が達成できている。特に住宅改修は、自立支援型地域ケア会議でケース検討の問題点として3回取り上げられ、改修を必要としない方法で生活状況の改善につながることで保険給付の抑制に貢献したと思われる。縦覧点検等については国保連より情報提供があるので随時実施している。介護度に適さない福祉用具の貸与などはそれぞれケアマネージャーやこれまでのケアプランなどを利用して根拠を確認している。介護給付費通知については年2回、それぞれ2箇月分利用明細を提示している。利用者からの問い合わせは特になが今後も継続して通知する。給付実績の活用については、自立支援型地域ケア会議でも用いるなど他の関係者に対して、現状の説明を行っている。地域包括支援センター職員も兼ね地域特性を理解して保険給付費の抑制につながるよう心がけている。	認定調査員研修については今後に向けて中級者研修など外部の研修で良いものがあれば取り入れて受講できるように検討している。ケアプラン点検については町内3箇所の居宅介護支援事業所に対し、順次点検を実施している。令和3年8月～11月の間に改めて点検ができるように準備中。住宅改修及び福祉用具購入・貸与については提出された理由書やケアプラン内での位置づけを全て確認し許可をしている。住宅改修の全件調査についても継続して実施。縦覧点検等については国保連より情報提供があるので随時実施している。介護度に適さない福祉用具の貸与などはそれぞれケアマネージャーやこれまでのケアプランなどを利用して根拠を確認している。介護給付費通知については年2回、それぞれ2箇月分利用明細を提示している。利用者からの問い合わせは特になが今後も継続して通知する。給付実績の活用については、自立支援型地域ケア会議でも用いるなど他の関係者に対して、現状の説明を行っている。地域包括支援センター職員も兼ね地域特性を理解して保険給付費の抑制につながるよう心がけている。